

入札等についての注意事項

1 買受申込時の注意事項

(1) 公売の中止

「公売公告」等に掲載されている公売財産は、公売直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をご確認ください。

(2) 財産の調査・確認

公売に参加される方は、あらかじめ現地の状況及び関係公簿等を確認してください。

(3) 権利移転の時期

買受人は買受代金の金額を納付した時に公売財産を取得します。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

ア 農地の場合は都道府県知事の許可を受けたとき

イ 許可及び承認を必要とするものはそれを得たとき

ウ その他法令の規定により登録を要するものは関係機関の登録を受けたとき

(4) 危険負担の移転時期

買受人が公売財産に係る買受代金の全額を納付したときに危険負担は移転します。

したがって、買受代金の全額納付後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。

(5) 契約不適合責任

本県は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

(6) 財産の引渡し

本県は買受人に対して公売財産の引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡しなどは、買受人が行うことになります。

また、公売財産が土地の場合、その境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。

2 入札時に必要なもの

入札当日は次のものが必要になりますのでご持参ください。

(1) 公売保証金（公売財産ごとに定めた金額）

(2) 身分に関する証明

本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続を行う場合には、代理人本人）の運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。

法人代表者の場合は、商業登記簿に係る登記事項証明書の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

(3) 陳述書

ア 本人（法人の場合はその役員）が暴力団員等ではない旨の陳述をしなければ、入札等を行うことができません。

イ 他者から資金の提供を受けて、その他者のために入札に参加する場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。

ウ 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書を提出してください。

エ 陳述書に虚偽の陳述をした者は、法令により6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。（国税徴収法189条）

(4) 印章（スタンプ式のものは不可）

入札者が個人の場合には本人の印章（認印で可）、法人の場合には代表者の印章。

なお、代理人が入札する場合において、代理人が個人の場合は代理人の印章（認印で可）、法人の場合は代理人である法人の代表者の印章が必要です。

(5) 免許（許可）証の写し

宅地建物取引業者及び債権管理回収業の営業許可を受けている方は、その免許証又は許可証の写しを提出してください。

(6) 委任状

ア 代理人が入札する場合は、委任者の印鑑登録証明書を添付してください。

イ 法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人のために入札する場合は、法人の印鑑証明書及び登録事項証明書（商業・法人登記）を添付してください。

(7) 共同入札代表者届出書

共同買受申込をされる場合は、届出書に代表者以外の共同入札者の実印を押印し印鑑登録証明書、代表者以外の共同入札者からの委任状を添付してください。

(8) 収入印紙（200円）

入札者が営利法人又は不動産業者等である個人の場合は、落札できなかった公売財産の公売保証金を返還する際に収入印紙が必要となります。

※入札説明開始時刻までに公売会場に入場し、担当職員の説明をお聞きになってから入札してください。

3 買受人の制限

公売には、原則として定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する方は、買受申込みをすることができません。

(1) 買受人の制限（国税徴収法第92条）の規定により、滞納者及び税務関係職員は直接、間接を問わず入札をすることはできません。また、公売参加者の制限（国税徴収法第108条）の規定により、公売の参加を制限することがあります。

(2) 売却財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者

(3) 暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしない者（国税徴収法第99条2）

4 入札

(1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。

(2) 入札者は所定の入札書により売却区分の番号ごとに入札してください。

(3) 入札時点で陳述書の提出がない場合、入札が無効になります。

- (4) 同一売却区分番号について同一人が2枚以上の入札書を提出することはできません。この場合、当該入札書はいずれも無効となります。
- (5) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。入札金額を訂正した者は無効として取り扱います。書き損じたときは、書き損じた入札書と引き換えに新しい入札書を交付いたします。なお、入札書には、住民登録上の住所、氏名（法人においては、商業登記上の所在地、商号）を正しく記載してください。架空の名義又は、他人の名義を使用すると公売の参加について制限を受けることとなります。
- (6) 入札金額の頭部には、「金」又は「¥」を付けてください。
- (7) 一度提出した入札書は入札時間内であっても、引き換え、変更又は取り消すことはできません。
- (8) 法人名で入札される場合には、入札書の提出を行う方が代表権限を有することを証する書面（商業登記簿等）を入札に先立って提示してください。また、代理人（法人名において入札を行う場合において、代表権を有しない方が入札される場合も同様です。）が入札される場合は、入札に先立って代理権限を有する委任状、委任者の印鑑登録証明書を提出してください。
- (9) 数人が共同して入札する場合には、共同入札代表者届出書を提出の上、代表者名で入札してください。代表者以外の共同入札者からの委任状、共同入札者全員の印鑑登録証明書を提出してください。
- (10) 電話や郵送による入札は認めません。

5 公売保証金の納付

入札に当たって公売保証金を要する公売財産については、入札書を提出前に公売保証金の納付をしなければなりません。

公売保証金は現金で公売日に公売会場で納付してください。

6 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

7 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、売却区分番号ごとに入札金額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者に対して行います。

8 次順位買受申込者の決定

公売財産の売却区分番号ごとに、次のすべての要件を満たす入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。

- (1) 入札金額が見積価額以上である。
- (2) 入札金額が最高入札価額に次いで高額である。
- (3) 入札金額が、最高入札価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

9 追加入札

開札の結果、売却区分番号ごとに最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。なお、次の事項に御注意ください。

- (1) 追加入札の金額は、当初の入札金額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札すべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札金額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

10 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者に対しては、公売終了後に「公売保証金（返還金）領収証」と引換えに公売保証金を返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

公売保証金の返還を受けられる方は、収入印紙（一通につき200円）を貼付のうえ提出してください。なお、公売保証金の記載金額が5万円未満のもの及び営業に関しないものについては収入印紙を貼付する必要はありません。

なお、買受人が買受代金をその納付期限までに納付しない場合、あるいは公売に際して不正及び妨害等の事実がある場合には、それらの者が納付した公売保証金は返還されず、今後の公売参加を制限することがあります。

11 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、売却区分番号ごと最高価申込者に対して行います。なお、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

12 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額（落札価格から公売保証金を差し引いた金額）を売却区分番号ごとに現金又は北薩地域振興局が指定した銀行口座への振込みにより納付してください。

なお、北薩地域振興局が指定した銀行口座への振込みでの納付の場合は、期限までに納付確認ができるように買受代金納付期限の2日前までに振込みを行ってください。

13 権利移転等の手続等

買受人は、買受代金を納付した後、北薩地域振興局長に登記の嘱託を請求するとともに、速やかに次の書類を提出してください。

なお、手続きに要する費用（移転登記の登録免許税及び嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。

- (1) 売却決定通知書
- (2) 市町村役場発行の固定資産評価証明書
- (3) 登録免許税相当額の納付済領収証書
- (4) 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書（商業・法人登記）
- (5) 登記、登録関係書類の郵送に要する費用（郵送料）

14 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

- (1) 公売財産に係る県税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたとき
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

15 買受申込みの取消し

公売財産の換価について、法律に基づき滞納処分の実行の停止があった場合、その停止の期間、最高価申込者及び次順位買受申込者は国税徴収法第114条の規定により公売財産の買受申込みを取り消すことができます。

16 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、公売に係る県税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は本県に帰属します。

17 公売日の入札手順

10時00分	入札受付開始 資格審査（委任状、陳述書、共同入札代表者届出書等） 公売保証金納付 入札書交付
10時20分	公売物件の説明
10時30分	入札に関する説明及び入札
10時45分	公売保証金納付期限
10時50分	入札締切
10時51分	開札 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定
公売終了後	最高価申込者及び順位買受申込者に権利移転関係の説明